

令和 2 年 3 月
全国農業共済組合連合会

ご加入者の皆様へ

収入保険における税務申告書類等の提出期限延長について

新型コロナウイルスの感染拡大を防ぐため、個人事業者の確定申告期限が4月16日まで延長されました。このことにより収入保険における税務申告書類等の提出期限についても、原則、税務申告の期限の日から1月以内と定めておりますので5月18日まで延長となります。

加入者の皆様には、確定申告がお済みになりましたら、税務申告書類等を最寄りのNOSAIへ提出いただきますようお願いいたします。

なお、法人経営体の加入者の皆様におかれましては、これまでとおり事業年度終了後2月以内が提出期限となりますので、ご留意いただきますようよろしくお願い申し上げます。

保険金等の受取が見込まれる方は、「税務申告後」関係書類を提出いただければ保険金等のお支払いができます。早めの提出をお勧めします。

本件に関するお問い合わせは下記若しくは最寄りの農業共済組合までお願いいたします。

〒102-0082 東京都千代田区一番町19番地
全国農業共済組合連合会 業務部業務第2課
担当 浅沼、橋岡

TEL：03-6265-4803 FAX：03-6265-4807

Email：syunyuhoken@nosai-zenkokuren.or.jp